

大阪府都市整備部（住宅建築局除く）機械・電気設備工事  
施工体制等の適正化について

大阪府都市整備部  
令和7年10月17日

## 目 次

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 1 目的 .....                                     | 1  |
| 1. 1 目的 .....                                  | 1  |
| 2 施工体制の適正化.....                                | 2  |
| 2. 1 建設業について.....                              | 2  |
| 2. 1. 1 特定建設業と一般建設業.....                       | 2  |
| 2. 1. 2 指定建設業.....                             | 3  |
| 2. 1. 3 設備工事の業種区分 .....                        | 3  |
| 2. 1. 4 建設業許可における留意事項 .....                    | 4  |
| 2. 2 工事実績情報サービス（CORINS）の登録.....                | 5  |
| 2. 2. 1 登録対象.....                              | 5  |
| 2. 2. 2 登録について.....                            | 5  |
| 2. 2. 3 登録内容確認書の提示.....                        | 5  |
| 2. 2. 4 登録における留意事項.....                        | 5  |
| 2. 3 現場代理人の配置.....                             | 6  |
| 2. 3. 1 現場代理人の業務.....                          | 6  |
| 2. 3. 2 現場代理人の常駐義務の緩和.....                     | 6  |
| 2. 3. 3 現場代理人の兼任.....                          | 7  |
| 2. 3. 4 現場代理人の雇用関係.....                        | 7  |
| 2. 4 主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号及び監理技術者補佐.....       | 8  |
| 2. 4. 1 主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号及び監理技術者補佐の配置<br>8 |    |
| 2. 4. 2 監理技術者等を配置するときの留意事項.....                | 9  |
| 2. 4. 3 監理技術者等の業務 .....                        | 12 |
| 2. 4. 4 監理技術者等の要件 .....                        | 13 |
| 2. 4. 5 監理技術者等の専任 .....                        | 13 |
| 2. 4. 6 受注者と監理技術者等の雇用関係 .....                  | 15 |
| 2. 4. 7 監理技術者等を途中交代するときの留意事項.....              | 15 |
| 2. 5 システム設計技術者.....                            | 16 |

|         |                                |    |
|---------|--------------------------------|----|
| 2. 5. 1 | システム設計技術者の選任 .....             | 16 |
| 2. 5. 2 | システム設計技術者を選任するときの留意事項 .....    | 16 |
| 2. 5. 3 | システム設計技術者の業務 .....             | 17 |
| 2. 5. 4 | システム設計技術者の要件 .....             | 18 |
| 2. 5. 5 | 受注者とシステム設計技術者の雇用関係 .....       | 18 |
| 2. 6    | 下請負 .....                      | 18 |
| 2. 6. 1 | 一括下請負の禁止 .....                 | 18 |
| 2. 6. 2 | 下請に対する受注者の指導等 .....            | 18 |
| 2. 6. 3 | 部分払金の一次下請への支払い確認 .....         | 19 |
| 2. 7    | 施工体制台帳等・施工体系図 .....            | 19 |
| 2. 7. 1 | 施工体制台帳等 .....                  | 19 |
| 2. 7. 2 | 施工体系図（安全工事施工推進体制表兼施工体系図） ..... | 20 |
| 2. 7. 3 | 施工体制台帳等の作成時における留意事項 .....      | 20 |
| 3       | 施工管理の適正化 .....                 | 20 |
| 3. 1    | 提出書類 .....                     | 20 |
| 3. 2    | 施工計画書 .....                    | 20 |
| 3. 2. 1 | 施工計画書 .....                    | 20 |
| 3. 2. 2 | 変更施工計画書 .....                  | 21 |
| 3. 2. 3 | 施工計画書（工場製作編）での留意事項 .....       | 21 |
| 3. 3    | メーカーリストと承諾図書 .....             | 21 |
| 3. 3. 1 | 機器メーカーリスト、購入部品・材料メーカーリスト ..... | 21 |
| 3. 3. 2 | 承諾図書 .....                     | 21 |
| 3. 3. 3 | 完成図書 .....                     | 22 |
| 3. 4    | 機器製作に関する留意事項 .....             | 22 |
| 3. 4. 1 | 主要機器に対する製作区分の変更 .....          | 22 |
| 3. 4. 2 | 主要機器の製作区分の変更が認められる場合 .....     | 23 |
| 3. 4. 3 | 主要機器の製作区分の変更の手続 .....          | 23 |
| 3. 5    | 現場施工に関する留意事項 .....             | 23 |
| 3. 5. 1 | 据付工事の下請負先の制限事項 .....           | 23 |
| 3. 6    | 総合評価落札方式に関する留意事項 .....         | 24 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 3. 7 低入札価格調査制度に関する留意事項.....        | 24 |
| 3. 7. 1 機器の製作区分の変更 .....           | 24 |
| 3. 7. 2 下請代金の支払状況に対する実態調査の実施 ..... | 24 |
| 3. 7. 3 施工管理上における資料の提出等 .....      | 25 |
| 3. 8 建設業退職金共済制度 .....              | 25 |
| 3. 9 建設事業者の社会保険加入促進 .....          | 26 |
| 4 不適切な行為等に対する措置 .....              | 28 |
| 5 参考資料 .....                       | 29 |

## 1 目的

### 1. 1 目的

本資料は、『建設業法』及び『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』に基づき、公共工事の適正な施工の確保を目的とし、大阪府都市整備部（住宅建築局除く）が発注する設備工事における施工体制、施工管理及び入札契約での考え方等の整理を行うことにより、受注者の工事施工が円滑に進められるように作成しました。

今回改訂より前の資料を適用している工事については、受注者と監督職員が協議の上、適用することとします。

## 2 施工体制の適正化

### 2. 1 建設業について

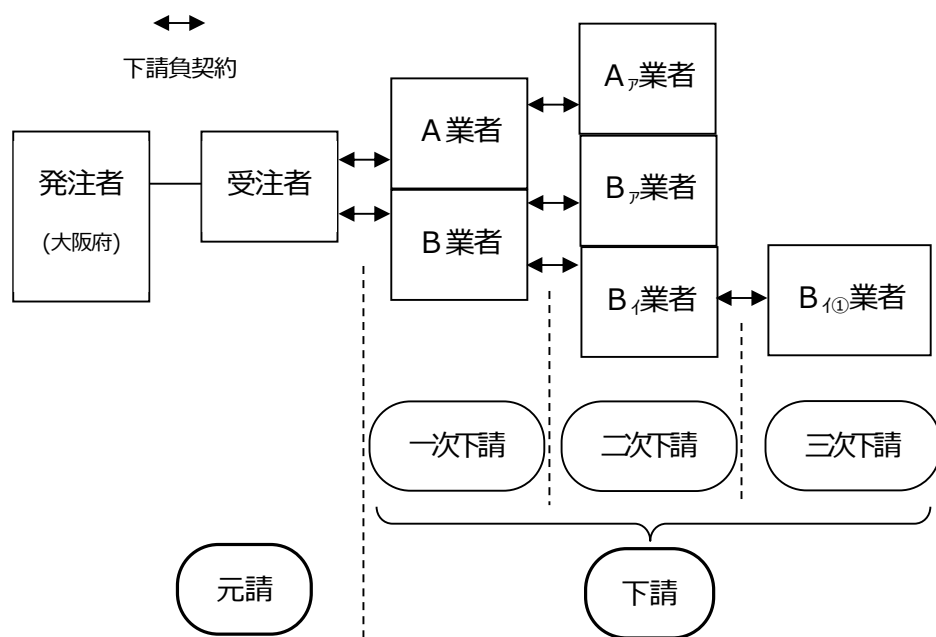
#### 2. 1. 1 特定建設業と一般建設業

建設業を営む者は、軽微な建設工事<sup>※1</sup>のみを請け負って営業をする場合を除き、元請・下請<sup>※2</sup>を問わず建設工事の種類ごとに一般建設業の許可を受けていなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ、5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上を下請契約して工事を施工する者については、特定建設業の許可を受けていなければなりません。

※1 軽微な建設工事とは、工事 1 件の請負代金の金額が 500 万円未満（建築一式工事の場合は 1,500 万円未満又は述べ面積 150 m<sup>2</sup>未満の木造住宅）の工事をいいます。

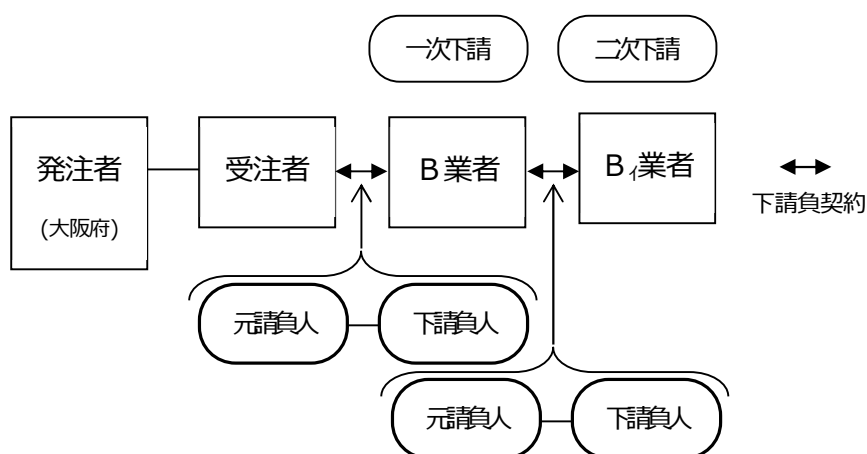
※2 元請とは大阪府から直接工事を受注している受注者とし、下請とは受注者が当該工事を施工するために締結する下請契約の下請負人<sup>※3</sup>（一次下請）及び、一次下請人が元請負人<sup>※3</sup>となり、締結する下請契約の下請負人（二次下請）等を含めたすべての下請負業者となります。

【元請・下請のイメージ図】



※ 3 元請負人とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、下請負人とは下請契約における請負人をいいます。（建設業法第 2 条）

#### 【元請負人と下請負人】



B 業者：受注者と B 業者の下請契約上の下請負人であり、B 業者と B<sub>2</sub> 業者の下請契約上では元請負人になります。

### 2. 1. 2 指定建設業

指定建設業とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の 7 業種をいいます。

### 2. 1. 3 設備工事の業種区分

建設業法における、主な設備工事の業種区分は次のとおりです。

| 業種               | 建設工事の内容                                                                   | 建設工事の例示                                                                                |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気工事業<br>(指定建設業) | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事                                            | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事           |
| 管工事業<br>(指定建設業)  | 冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事 | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事 |

|                    |                                                               |                                                                                                                                          |
|--------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鋼構造物工事業<br>(指定建設業) | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事                                | 鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設備工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事                                                                                    |
| 機械器具設置工事業          | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事                         | プラント設備工事、運搬機器設置工事※ <sup>1</sup> 、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事※ <sup>2</sup> 、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事       |
| 電気通信工事業            | 有線電気通信設備、無線電機通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事               | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事                                                                  |
| 水道施設工事業            | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事                                                                                                            |
| 消防施設工事業            | 火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事               | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 |

※ 1 : 「昇降機設置工事」も含まれます。

※ 2 : トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事

建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」

## 2. 1. 4 建設業許可における留意事項

一般競争入札（総合評価落札方式、参加意思確認型公募手続きを含む）にて発注した工事（以下、「競争入札工事」という。）において、入札公告等に記載した入札参加資格（以下、「入札参加資格」という。）に特定建設業の許可を求めている場合は、下請契約の請負代金の合計額に係わらず、特定建設業の許可を受けていなければなりません。

## 2. 2 工事实績情報サービス（CORINS）の登録

### 2. 2. 1 登録対象

受注者は工事請負金額（単価契約の場合は契約総額）が 500 万円以上の場合において、工事实績情報サービス（CORINS）に工事实績情報の登録をしなければなりません。

### 2. 2. 2 登録について

受注者は受注時、変更時、完成時、訂正時のその都度、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けてから登録機関に登録申請をしなければなりません。登録申請の期限は、受注時が契約日、変更時が登録内容に変更のあった日、完成時が完成日からそれぞれ 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）、訂正時がその都度とします。なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金の変更のみの場合は、原則として変更の登録を行う必要はありません。

また、プラント設備工事では、選任するシステム設計技術者を担当技術者として必ず登録してください。

登録機関：(財)日本建設情報総合センター(JACIC)

### 2. 2. 3 登録内容確認書の提示

受注者は、登録機関が発行する「登録内容確認書」が届いた際、速やかに監督職員に提示してください。なお、変更時と工事完成時の期間が 10 日間に満たない場合、変更時の提示は省略することができます。

### 2. 2. 4 登録における留意事項

工事实績情報の「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」には、入札参加資格を満足した登録業種を登録しなければなりません。ただし、入札参加資格を満足する登録業種が複数ある場合は、受注者がそのいずれかの登録業種を任意に選択して構いませんが、当該工事に配置する主任技術者、監理技術者、専任特例 2 号、監理技術者補佐が有する資格と一致するように登録してください。

## 2. 3 現場代理人の配置

### 2. 3. 1 現場代理人の業務

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工および契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人です。そのため、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう、工事現場へ常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること。）していなければなりません。（建設工事請負契約書第 10 条）

### 2. 3. 2 現場代理人の常駐義務の緩和

（１） 工事現場の運営、取締りに支障がないと考えられるため、以下の期間は常駐義務を緩和します。

- ① 契約締結後、工場製作のみの期間
- ② 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ③ 請負工事契約書第 20 条の規定を適用し、工事の全部を中止している期間
- ④ 現場が完了し、必要書類をすべて大阪府へ提出してから完成検査までの期間

（２） 次の場合は「現場代理人の常駐義務緩和措置申請書」を大阪府に提出し、監督職員からの承諾が得られた場合に常駐義務を緩和します。

- ① 現場着手後、再度、工場製作のみを行うこととなった期間
- ② 契約金額が 4,500 万円未満の工事

ただし、振動・騒音等の影響が懸念される場合、通行規制等の交通管理（歩行者を含む）及び沿道の家屋等に対するなど常時対応が必要と考えられる工事については、緩和措置の適用除外とします。

具体的な適用除外工事は、次のとおりとします。

現道拡幅工事、道路防災工事、落石防止工事、交差点築造（整備・改良）工事、歩道設置（整備・改良・補修）工事、補修改修（補修・復旧）工事、橋梁補修工事、橋梁附属施設設置工事、電線共同溝工事、電線類地中化工事、河川堤防天端整備工事、急傾斜地崩壊防止工事、災害復旧工事、応急対策（復旧）工事

また、上記のほか、緩和することが適当でないと予め認められる工事については、適用除外とします。

(3) 受注者は、常駐義務の緩和措置を受けるにあたり、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が取れること。
- ② 契約金額が 4,500 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1 日 1 回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。

ただし、これらの事項が遵守されていないと認められる場合、安全管理の不徹底による事故の発生など受注者の現場体制の不備が認められる場合は、緩和措置の承諾を取り消すことがあります。

## 2. 3. 3 現場代理人の兼任

(1) 次の場合、受注者の現場代理人の兼任を認めます。

- ① 当該工事における主任技術者、監理技術者、専任特例 2 号、監理技術者補佐又は専門技術者との兼任
- ② 大阪府が指定した工事間における現場代理人としての兼任

(2) 次の場合は「現場代理人等兼任承諾書」を監督職員あてに提出し、承諾が得られた場合に兼任を認めます。

- ① いずれも常駐義務が緩和された工事又は期間が重複した工事での現場代理人としての兼任

ただし、このときの現場代理人の兼任は最大 3 件※までの工事とします。

※ 下水道工事の水みらいセンター内での工事など、同一敷地内で施工している場合は、複数の工事であってもこれらを合せて 1 件として扱います。

例) 受注者が同一敷地内で 2 件の工事を行っており、同一人物の現場代理人が兼任し、現場代理人の業務を適正に行っている場合、工事件数は 1 件として扱います。

## 2. 3. 4 現場代理人の雇用関係

受注者は当該社員として直接的な雇用関係を有する者（ただし、当該役員を含む）を現場代理人として配置しなければなりません。

## 2. 4 主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号及び監理技術者補佐

### 2. 4. 1 主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号及び監理技術者補佐の配置

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために建設業者が請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事（種別）について一定の資格を有する主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号及び監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）を配置して、工事の施工の技術上の管理を行わせる必要があります。

#### ① 主任技術者

建設業許可を受けたものが、請け負った建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額に係らず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

#### ② 監理技術者

大阪府から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。ただし、入札参加資格に監理技術者の配置を求めている場合は、下請契約の請負代金の合計額に係らず、監理技術者を配置しなければなりません。

#### ③ 専任特例 2 号、監理技術者補佐

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、専任特例 2 号を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）。また、専任特例 2 号が兼務できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとし、大阪府内で施工される工事でなければなりません。ただし、A 等級の電気工事（プラント電気設備工事は除く）及び A 等級の管工事では、専任特例 2 号及び監理技術者補佐の配置を認めません。

## 2. 4. 2 監理技術者等を配置するときの留意事項

① 契約工期の当初から配置しなければなりません。（余裕期間を除きます）

② 競争入札工事において、参加資格を満たした建設業の登録業種について、一定の資格を有する者を配置しなければなりません。

ただし、総合評価落札方式を採用した工事において、配置技術者の工事施工実績を申請し、評価（加算）された工事の場合、受注者が申請した配置技術者の中から配置しなければなりません。

③ 入札参加資格において監理技術者に実績等を求めた場合や、総合評価落札方式等において監理技術者の実績等が評価を受けた場合、監理技術者補佐は当該監理技術者と同等以上の実績等を有する者でなければなりません。また、監理技術者補佐の実績等を評価するために必要な資料を提出しなければなりません。

④ 当初主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が 5,000 万円以上となった場合には、受注者（特定建設業の許可を有する）は主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、専任特例 2 号及び監理技術者補佐を配置しなければなりません。工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は専任特例 2 号になり得る資格を有する技術者を配置するとともに、専任特例 2 号を配置する場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

⑤ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は原則認めていません。

ただし、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、監督職員と協議し、承諾を得た後、交代前の監理技術者等に求めている資格等を満たす者と途中交代することができます。

ア 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期

が延長された場合。

イ 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点

ウ 現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作のみの期間となると、現地から工場へ工事現場が移行する時点

ただし、監督職員と協議し、現地での安全等が確保できる場合とします。

エ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、監理技術者から専任特例 2 号への変更あるいは専任特例 2 号から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しません。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ること。

#### ⑥ 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

営業所技術者等は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、営業所技術者等は主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合を除く。また、⑥－1～⑥－3の併用はできない。

##### ⑥－1 主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない建設工事

以下のすべてを満たすことが必要

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること

イ 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること

ウ 監理技術者制度運用マニュアル三（監理技術者等の専任）（2）① 1）～7）を満たしていること

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

##### ⑥－2 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事

以下のすべてを満たすことが必要

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

⑥-3 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（⑥-2の場合以外）

⑥-1の要件を全て満たすこと

⑦ 特定専門工事を適用した場合の留意事項（下請負人に主任技術者の配置を要しない工事）

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされています。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が4,500万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となります（建設業法第26条の3第1項、第2項、令第30条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となります（建設業法第26条の3第6項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

## 2. 4. 3 監理技術者等の業務

主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うものです。（建設業法第 26 条の 4 第 1 項及び第 2 項）

そのため、契約工期全体を通じて統括的に技術上の監理をつかさどり、総合的な企画、調整及び指導を行うこととし、主な業務内容は以下のとおりとします。

- ◇ 施工計画書の作成
- ◇ 当該工事における監督職員との協議
- ◇ 工場製作期間での管理業務等

工場製作期間の調整など工事工程の管理や工場製作における管理業務全般

受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認には必ず臨場しなければなりません。

- ◇ 現場施工期間での管理業務等

工程管理、安全管理、工事目的物等（工事仮設物、工事用資材含む）の品質管理、その他の技術上の管理、他工事との調整、下請負人間の施工調整および下請負人への技術指導、監督等

現場検査（段階確認）等には必ず臨場しなければなりません。

なお、専任特例 2 号は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができますが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意する必要があります。監理技術者補佐は、専任特例 2 号の指導監督の下、専任特例 2 号の職務を補佐することが求められます。また、専任特例 2 号が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、専任特例 2 号と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。

## 2. 4. 4 監理技術者等の要件

### 《主任技術者》

当該建設工事に関して、建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者でなければなりません。  
ただし、競争入札工事の場合、入札参加資格を満たした登録業種について、建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者を選任しなければなりません。

### 《監理技術者》《専任特例 2 号》

入札参加資格を満たした登録業種について、監理技術者証を有しかつ監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者でなければなりません。なお、令和 3 年 1 月 1 日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の 1 月 1 日となり、同日から 5 年後の 1 2 月 3 1 日が監理技術者講習の有効期限となります。

### 《監理技術者補佐》

主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者でなければなりません。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

## 2. 4. 5 監理技術者等の専任

### （1）元請（受注者）

大阪府との請負金額が 4,500 万円以上である工事においては、主任技術者又は監理技術者を専任<sup>※</sup>で配置しなければなりません。また、専任特例 2 号を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任<sup>※</sup>で配置しなければなりません。  
なお、専任特例 2 号が兼務できる工事現場数は 2 とされています（建設業法第 26 条第 4 項、令第 29 条）。

※ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務の

み従事していることを意味します。

ただし、契約工期中であっても次に掲げる期間は、工事現場の専任は必要としません。この場合、設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ 当該工事で製作する機器等の工場製作のみが行われている期間※

※ 工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）とします。

④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

また、現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作期間のみとなるときは、監督職員と協議し、現地の安全等が確保できる場合に、専任を免除することができます。

## （２） 下請

下請負人との下請契約の請負金額が4,500万円以上である元請負人は、下請工事が実際に施工されている期間において、主任技術者を専任で配置しなければなりません。このとき元請負人が自ら直接施工する工事が無い場合であっても、下請負人が現場で作業を行っているときは、主任技術者を現場に専任していなければなりません。また、特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めています（建設業法第26条の3第1項、第2項、第6項）。

## 2. 4. 6 受注者と監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は受注者と直接的な雇用関係が必要となります。ただし、出向社員を監理技術者等として配置する場合は監理技術者制度運用マニュアルを参照してください。

また、工事内容等により、入札参加資格で3ヶ月以上の直接雇用を求めている場合は、3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。

## 2. 4. 7 監理技術者等を途中交代するときの留意事項

### ① 総合評価落札方式により評価（加算）した監理技術者等を途中交代する場合

交代後の監理技術者等が総合評価落札方式における監理技術者等の評価（加算）要件を満たしている者でなければ交代できません。

### ② 入札参加資格で複数の登録業種を記載している工事で途中交代する場合

入札参加資格の登録業種欄に、「鋼構造物工事」又は「機械器具設置工事」など2種類以上の業種を記載している工事における監理技術者等を途中交代するときの業種の取扱いについては、次のとおりとします。

#### ア 受注者の参加資格がいずれかの1種類しか満たさない場合

途中交代する監理技術者等は、受注者の参加資格を満たす登録業種の資格を有する者でなければなりません。

《具体例》 鋼構造物工事：鋼構造物、機械器具設置工事：機械器具とします。

| 入札参加資格             | 受注者が参加資格を満たす登録業種 | 交代前の監理技術者等有する資格 | 交代後の監理技術者等有する資格 | 交代の可・不可判定 |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 鋼構造物<br>又は<br>機械器具 | 鋼構造物             | 鋼構造物            | 鋼構造物            | 可         |
| 鋼構造物<br>又は<br>機械器具 | 鋼構造物             | 鋼構造物            | 機械器具            | 不可※       |

※ 受注者が参加資格を満たす登録業種と監理技術者等有する資格が一致していない

ため、交代が認められません。

イ 受注者の参加資格が複数（２種類以上）満たしている場合

途中交代する監理技術者等は、交代前の監理技術者等と同様にいずれかの資格を有する者から配置することとし、必ずしも交代前の監理技術者等と全く同じ種類の資格を有する必要はありません。

《具体例》 鋼構造物工事：鋼構造物、機械器具設置工事：機械器具とします。

| 入札参加資格             | 受注者が参加資格を満たす登録業種      | 交代前の監理技術者等有する資格       | 交代後の監理技術者等有する資格 | 交代の可・不可判定 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 鋼構造物<br>又は<br>機械器具 | 鋼構造物<br>機械器具<br>共に満たす | 鋼構造物<br>機械器具<br>共に有する | 鋼構造物のみ<br>有する   | 可※        |
| 鋼構造物<br>又は<br>機械器具 | 鋼構造物<br>機械器具<br>共に満たす | 鋼構造物のみ<br>有する         | 機械器具のみ<br>有する   | 可※        |

※ 交代後の監理技術者等が、鋼構造物、機械器具のいずれかの種類の資格を有する者であれば交代できます。

２．５ システム設計技術者

本項目はプラント設備工事にのみ適用します。

２．５．１ システム設計技術者の選任

プラント設備工事では、当該工事における機器単体及びプラントシステムの機能確保するためのシステム設計管理を行う責任者として、契約工期全体を通してシステム設計技術者を選任しなければなりません。

２．５．２ システム設計技術者を選任するときの留意事項

- ① 契約工期の当初から配置しなければなりません。
- ② 競争入札工事において、参加資格に記載された建設業の登録業種について、一定の要件を満たす者を配置しなければなりません。

ただし、総合評価落札方式を採用した工事において、配置技術者（システム設計技術者）の工事施工実績を申請し、評価（加算）された工事の場合、受注者が申請した配置技術者の中から配置しなければなりません。

- ③ システム設計技術者は、当該工事で製作する機器等の工場製作のみを行っている期間※に限り、当該工事の現場代理人又は監理技術者等と兼任することができます。

※ 工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）とします。

また、現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作期間のみとなるときは、監督職員と協議し、当該工事の現場代理人又は監理技術者等と兼任することができます。

- ④ システム設計技術者の途中交代は、プラント設備の性能検証を設計、製作、施工等について一元的に行うため、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合を除いて認めません。

ただし、やむを得ず途中交代を行う場合は、参加資格に記載された建設業の登録業種について、一定の要件を満たす者とし、監督職員へ「理由書」を提出し、承諾を得なければなりません。

また、総合評価落札方式により評価（加算）したシステム設計技術者を途中交代する場合は、交代後のシステム設計技術者が総合評価落札方式におけるシステム設計技術者の評価（加算）要件を満たしている者でなければ交代できません。

## 2. 5. 3 システム設計技術者の業務

契約工期全体を通して、当該工事における各機器の単体および一連の機器がシステムとして、適正に機能が発揮するよう、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認および個別装置の設計検証、性能検証等のシステム設計管理業務とします。

また、監督職員との設計協議、受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認には必ず臨場しなければなりません。

#### 2. 5. 4 システム設計技術者の要件

- ① システム設計技術者は、設計業務に従事している者でなければなりません。
- ② 参加資格の登録業種の主任技術者と同等の資格を有する者又は設計業務の実務経験を有する者（※）でなければなりません。

※設計業務の実務経験を有する者とは、大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上の経験年数を有する者とする。

#### 2. 5. 5 受注者とシステム設計技術者の雇用関係

雇用関係は「2. 4. 6 受注者と監理技術者等の雇用関係」と同様に扱います。

#### 2. 6 下請負

##### 2. 6. 1 一括下請負の禁止

- ① 建設業者は、その請負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。（建設業法第22条第1項）
- ② 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。（建設業法第22条第2項）  
  
建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。
- ③ 公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。（入札契約適正化法第12条）

##### 2. 6. 2 下請に対する受注者の指導等

大阪府では「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」（以下、「元請・下請要綱」という。）を定めています。

受注者は「元請・下請要綱」に基づき、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労災保険料の適正な納付等の措置を講じなければなりません。

また、当該工事におけるすべての下請負人に対して、下請における雇用管理等について措置するよう指導、助言その他の援助を行うとともに、当該建設工事における他のすべての元請負人に対して、一括下請負の禁止等、下請負の選定、下請契約の締結、元請としての代金支払等の指導（社会保険の加入を含む）に努めなければなりません。

## 2. 6. 3 部分払金の一次下請への支払い確認

大阪府では、工事の適正な施工体制を確保するため、元請下請関係の適正化を目的として、「大阪府が受注者に支払った部分払金（出来高払金）が一次下請業者へ確実に支払われているか」の確認を行います。

### ① 対象工事

契約工期が6ヶ月を超える工事、かつ、下請契約を締結した金額の総額が5,000万円以上となる工事。

### ② 確認方法等

受注者は大阪府へ部分払金の請求時に、「部分払金支払計画書」を提出していただきます。

また、「部分払金支払計画書」記載の支払予定日後において、大阪府は「部分払金支払計画書」に記載された支払が適正に履行されていることを領収書等により確認いたします。

## 2. 7 施工体制台帳等・施工体系図

平成27年4月1日以降に請負契約を締結した受注者は、施工体制台帳等及び施工体系図（安全工事施工推進体制表兼施工体系図）を必ず作成しなければなりません。

### 2. 7. 1 施工体制台帳等

受注者は元請負人に関する事項と一次下請負人に関する事項を記載し、必要書類を添付した施工体制台帳を作成し、工事現場へ備えるとともに、その写しを監督職員へ提出しなければなりません。

#### ① 作業員名簿の作成

受注者は下請（一次下請け以降すべての下請負人）に対して、社会保険の加入状況がわかる作業

員名簿の作成を求め、工事現場に備えておかねばなりません。なお、受注者は監督職員から作業員名簿の提示を求められたときは、提示しなければなりません。

## 2. 7. 2 施工体系図（安全工事施工推進体制表兼施工体系図）

受注者は当該建設工事に関係するすべての業者を記載した施工体系図を、工事関係者および公衆が見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員へ提出しなければなりません。

## 2. 7. 3 施工体制台帳等の作成時における留意事項

警備会社からの警備員（ガードマン）の派遣については、建設業法上の請負契約に該当ませんが、施工体制台帳（契約書の写しの添付）及び施工体系図に記載してください。

# 3 施工管理の適正化

## 3. 1 提出書類

受注者は設計図書により、適宜必要な提出書類を大阪府へ提出しなければなりません。なお、提出書類の作成には、「機械電気設備工事請負契約による提出書類の作成の手引き」をご確認ください。

また、設計図書に定めのない書類については、監督職員と協議の上、提出してください。

## 3. 2 施工計画書

### 3. 2. 1 施工計画書

主任技術者、監理技術者又は専任特例 2 号は、工事着手前に設計・製造・品質管理計画、工事施工方法、安全対策、アフターサービス体制等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、この施工計画書を遵守して、工事の施工にあたらなければなりません。また、機能増設を含む工事の場合、施工計画書には機能増設に係る施工、品質管理、安全対策、性能確認の方法等を記載しなければなりません。そのほか、監督職員が施工計画書の補足を求めた場合は、追記等の対応を行わなければなりません。

施工計画書は、監督職員との協議により、工場製作編、現場施工編、試運転計画編等に分割して

作成することができます。施工計画書の提出は、現場施工編が現場着手の30日前まで、試運転計画編が試運転開始の30日前までとします。

なお、プラント設備工事のシステム設計技術者は、施工計画書の内容を確認し、プラントシステムの機能確保に努めなければなりません。

### 3. 2. 2 変更施工計画書

施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更施工計画書を作成し、監督職員へ提出してください。

### 3. 2. 3 施工計画書（工場製作編）での留意事項

施工計画書（工場製作編）については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、設計・製造・品質管理計画及び体制等について、明確に記載してください。

### 3. 3 メーカーリストと承諾図書

受注者は、工事における品質管理および適切な施工管理等のため、施工計画書のほか、メーカーリストおよび各種承諾図書等を作成し、監督職員から承諾等を得てから着手するなど適宜手順を追って、施工しなければなりません。

#### 3. 3. 1 機器メーカーリスト、購入部品・材料メーカーリスト

受注者は、当該工事に必要な機器や材料等について、予めメーカーリストを作成し、監督職員へ提出しなければなりません。

メーカーリストの提出時期は、機器等については施工計画書（工場製作編）の提出まで、現場施工に必要な材料等については施工計画書（現場施工編）の提出までとし、メーカーリストの記載内容に変更が生じた場合は、その都度、監督職員と協議の上、メーカーリスト（変更）を提出してください。

#### 3. 3. 2 承諾図書

受注者は承諾図書（機器仕様、計算書、施工図等）を作成し、監督職員の承諾を得てから、機器等（材料含む）の製作、購入、工事施工を行わなければなりません。

### 3. 3. 3 完成図書

受注者は工事完成後、設計図書に従い、工事目的物の完成図等を記した完成図書を作成し、監督職員へ提出してください。

完成図書は「完成図書作成要領」を参考に作成し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、納入した設備に対するアフターサービス体制（保守点検、修繕等）を行う事業所について明記してください。分社化又は事業譲渡を行う場合は、適切な事業継承を行い、分社又は譲渡後の体制についても明記してください。

### 3. 4 機器製作に関する留意事項

本項目はプラント設備工事にのみ適用します。

#### 3. 4. 1 主要機器に対する製作区分の変更

受注者は設計図書に記載のある主要機器に対する製作区分※を変更することはできません。

※製作区分とは以下のとおりとします。

① 自社製作：「自社製造※<sup>1</sup>」もしくは「製造外注※<sup>2</sup>又はO E M外注※<sup>3</sup>」とします。

② 他社製作

※ 1 「自社製造」とは以下の要件すべてに適合することをいいます。

自社で設計、製造、検査（品質保証を含む）を行うこと。

ア 機器の主要な構成部材の製造を自社で行うこと。

イ 自社で製造した主要な構成部材及び別途調達した主要な構成部材以外の専門業者で加工した部材・汎用機器・部品を自社工場で組立て、機能の確認を行うこと。

ウ 機能、性能を確保するために、製造の工程毎に実施する検査が総合的に実施できること。

エ 上記ア～ウで示した加工、組立及び試験・検査等のために必要となる工作機械及び試験機器ならびに、資格を有した技術者の保有等の条件を満たしていること。

ただし、「自社製造」における自社とは以下の要件に適合することをいいます。

- a) 受注者と親会社（会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する法人をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する法人をいう。以下同じ。）の関係にある者（同種機器の製作納入実績を有する者に限る。）。
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者（同種機器の製作納入実績を有する者に限る。）

※ 2 「製造外注」とは以下の要件すべてに適合することをいいます。

ア 受注者が設計及び検査を行ない、製造のみを他社へ外注すること。

※ 3 「O E M 外注」とは以下の要件に適合することをいいます。

ア 受注者が O E M 契約により他社へ外注すること。

O E M 外注先が設計、製造、検査を行うが、受注者の商標(銘板)が付けられること。

#### 3. 4. 2 主要機器の製作区分の変更が認められる場合

受注者の工場等が天災や人災等により、当該主要機器の製造が不可能となり、所定の期限内に納品することができなくなり、契約工期の遵守が困難となる場合など、高い必然性が認められる場合に限ります。

#### 3. 4. 3 主要機器の製作区分の変更の手続

受注者は監督職員へ「理由書」を提出し、監督職員から承諾を得なければなりません。また、承諾後、「メーカーリスト（変更）」を監督職員へ提出してください。

#### 3. 5 現場施工に関する留意事項

本項目はプラント設備工事にのみ適用します。

##### 3. 5. 1 据付工事の下請負先の制限事項

当該工事の入札参加者（入札書を提出した者に限る。）を下請にすることはできません。

やむを得ず、下請にすることは、あらかじめ監督職員へ「理由書」を提出し、監督職員と協議し、承諾を

得なければなりません。

やむを得ない場合とは、以下の場合に限ります。

ア 機器性能を発揮するために高い専門性を要する場合

イ 高い合理性が認められる場合

### 3. 6 総合評価落札方式に関する留意事項

総合評価落札方式（技術審査型、技術提案型共）で発注した工事において、監理技術者の実績等で評価を受けた場合、監理技術者補佐は当該監理技術者と同等以上の実績を有する者でなければなりません。

また、総合評価落札方式を技術提案型で発注した工事において採用された技術提案項目は、契約図書に含めることとし、施工途中及び工事完了後に、当該技術提案の履行状況について確認を行います。なお、当該技術提案内容のうち、工事完成後も引き続き技術提案内容の履行の確認が必要な項目に関して、受注者の責により技術提案内容の履行を確認できず、大阪府が改善要請を行っても改善ができなかった場合には、損害賠償の請求を行うことがあります。

また、同技術提案等の項目が受注者の責により履行されない場合は、工事成績点を減点します。

### 3. 7 低入札価格調査制度に関する留意事項

「低入札価格調査制度」に基づく「低入札調査基準価格」を下回る価格で落札した場合、受注者は以下の点について留意してください。

#### 3. 7. 1 機器の製作区分の変更

低入札価格調査資料に記載した機器の製作区分の変更は認めません。

ただし、受注者の工場等が天災や人災等により、当該主要機器の製造が不可能となり、所定の期限内に納品することができなくなり、契約工期の遵守が困難となる場合など、高い必然性が認められる場合は、監督職員へ「理由書」を提出してください。

#### 3. 7. 2 下請代金の支払状況に対する実態調査の実施

大阪府が受注者への支払（前払、中間払、完成払等）を行ったときは、全ての下請負業者への下請負代金の支払時期、支払金額、支払方法等の実態について、調査を行います。

### 3. 7. 3 施工管理上における資料の提出等

#### ① 「下請契約台帳」、「再下請契約届出書」の提出及びその内容のヒアリング

ア 受注者は当該工事を所掌とする事務所等の長（以下「事務所長等」という。）の求めに応じて「下請契約台帳」、「再下請契約届出書」を提出しなければなりません。

イ ア の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の責任者は応じなければなりません。

#### ② 「施工体制台帳」の提出及びその内容のヒアリング

ア 受注者は事務所長等の求めに応じて「施工体制台帳」の写しを提出しなければなりません。

イ ア の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の責任者は応じなければなりません。

#### ③ 「施工計画書」の内容のヒアリング

受注者は、共通仕様書に基づく「施工計画書」の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の責任者は応じなければなりません。

#### ④ 「領収書等」の提出について

下請業者への支払い状況を把握するため、受注者は「施工体制台帳の下請契約書に応じた領収書等の支払い関係が証明できる書類」（写し可）を提出しなければなりません。

### 3. 8 建設業退職金共済制度

受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」に基づき、下請負業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るとともに、工事関係者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」を提示しなければなりません。

① 建退共契約者証と事務受託者証の提出

受注者は、契約締結後速やかに「建退共契約者証」（中小事業主（労働者 300 人以下又は資本金が 3 億円以下の事業主）は赤色、大手事業主（労働者 300 人を超え、かつ、資本金が 3 億円を超える事業主）は青色）の写しを監督職員へ提出してください。また、受注者が大手事業主の場合は、「事務受託者証」の写しを併せて提出してください。

② 掛金収納書届との提出

受注者は、契約締結後 1 ヶ月以内に「建退共運営計画書」と併せて、「掛金収納書届」を監督職員へ提出してください。

なお、分割購入計画とする場合は、証紙を追加購入する度に「掛金収納書届」を監督職員へ提出し、説明してください。

③ 申立書と理由書の提出

受注者が契約締結後 1 ヶ月以内に「掛金収納書届」を監督職員へ提出できない特別の事情があるときは、あらかじめその事由と今後の証紙購入予定について監督職員へ申し出を行い、「申立書」を提出してください。

当該工事に従事する対象労働者がいない等のため、「掛金収納書届」を提出できない事由があるときは、「掛金収納書届」に代えて、労務計画書など関係説明書類を添付した「理由書」を監督職員へ提出してください。

④ 証紙受払簿と建退共運営計画書及び同実績報告書

受注者は、工事完成時において、「証紙受払簿」の写しと「建退共運営計画書及び同実績報告書」を監督職員へ提出し、適正に履行した旨の説明をしてください。

3. 9 建設事業者の社会保険加入促進

大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、本府が発注する建設工事において、建設事業者の社会保険<sup>※1</sup>の

加入促進に段階的に取り組んでいます。

※ 1 社会保険とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

#### ○取り組み内容

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事において、受注者と社会保険等に未加入である建設業の許可を有する者との下請契約を禁止し、社会保険等に未加入である下請負人が判明した場合は、受注者に対し当該下請負人への加入指導を求めます。

また、建設業許可の有無にかかわらず、全ての下請負人について社会保険等に未加入であった場合には、保険担当機関へ通報します。

さらに、平成 30 年 10 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事において、建設業の許可を有する下請負人が社会保険等に未加入であり、指定の期間内に加入の事実が確認できない場合は、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評価の減点を実施します。

ただし、法令などにより社会保険等が適用除外とされる下請負人の場合は除きます。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-shaho.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-shaho.html)

#### 4 不適切な行為等に対する措置

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、大阪府では不適切な行為等に対して措置を講じます。

① 不適切な行為等とは、次の場合をいいます。

- ・ 建設業法第 28 条 1 項に該当する場合又は法律の規定、通達等に違反した場合
- ・ 本資料で規定している項目に違反又は虚偽の申請等の不正な事実があった場合
- ・ 大阪府が契約書及び設計図書で義務付けている項目等に虚偽の申請等の不正な事実があった場合
- ・ 施工管理、設計管理及び品質管理等において、元請負人としての責務を適正に果たせていない場合

② 不適切な行為等に対して、大阪府は次の措置を講じます。

- ・ 早急に是正措置を講じさせます。
- ・ 当該違反の内容により監督処分として必要な「指示」を行います。
- ・ 落札決定の取消し及び入札参加停止等を行います。
- ・ 工事成績点等に適切に反映します。

## 5 参考資料

- ・ 建設業法遵守ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

- ・ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)

- ・ 監理技術者制度運用マニュアル

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

### 大阪府参考資料

- ・ 都市整備部発注工事等に関する入札情報

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/nyusatsu/index.html>

- ・ 入札（建設工事）に関するお知らせ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/nyusatsu/nyuusatsukoji.html>

- ・ 総合評価落札方式の適用に関するお知らせ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/nyusatsu/sogohyoka.html>